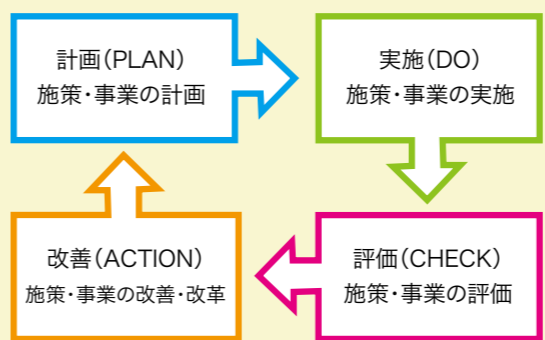


行政評価制度について

三好市では、市民の視点に立った成果重視の行政運営を実現するとともに、市民に対する説明責任を果たし市政の透明性を高めるため、平成19年度から行政評価制度の導入に取り組んでいます。



1 行政評価とは
市が行う活動に対して、その目的や目標を明確にしなが
ら、その活動が「目的にかなっ
た取り組みをしているのか」
また「目標に対してどれだけ
成果が出ているか」などを客
観的に評価し、その結果を行
政運営の改善につなげていく
制度です。



2 行政評価の目的
市が取り組んでいる行政評価の目的は大きく4つに分けられます。

①市民の視点に立った
成果重視の実現を図る

行政評価を導入することにより、成果を意識した計画立案を行うことや、活動した結果を成果という観点から、確認・共有化することを目指します。

②効率的で質の高い
行政の実現を図る

行政評価を通じて、職員一人ひとりが、行政サービスにかかるコストを認識すること、さらには、最小のコストで、最大の効果を生み出す仕組みづくりに取り組むことを目指します。

③市民に対する

説明責任を果たす

行政評価を導入し、市の行っている仕事について、市民に対し、十分な説明を行い市政の透明性を高め、市民との信頼関係や協働関係を深めることを目指します。

④職員の意識改革を図る

行政評価を導入することによ

「行財政改革推進委員会」

委員を公募します

市民サービスの向上、均衡ある三好市の発展、行財政のスリム化や効率的な行政を目指し、市民の意見を反映するために「三好市行財政改革推進委員会」を設置しています。
委員の任期満了により、この委員を市民の皆さんから公募しますので、参加を希望される方は、次によりご応募ください。

委員会の概要

活動内容

会議（2時間程度）は、主に平日の2～3週間に1回程度実施
委員構成
公共的団体の代表者、行財政について優れた識見を有する者および公募による市民で構成

委員数

総数20人以内

応募要領

応募資格

- 次の条件をすべて満たしている方
- ①平成21年4月1日現在満20歳以上で、三好市に1年以上在住されている方
- ②この会において、政治的、宗教的または営利的活動をしていない方
- ③行財政改革に広範な視点で建設的な意見を出していただけの方

募集人数

若干名

募集期間

平成21年6月10日（水）～6月26日（金）

※郵送の場合は消印有効

任期

平成21年7月～平成23年6月（予定）

応募方法

市の行財政改革に関する意見（400字以内）、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を本庁、各総合支所の市民課にある「公募申込書」に記入のうえ持参されるか、郵送またはファックスで申し込んでください。「公募申込書」は、三好市のホームページ（<http://www.city-miyoshi.jp>）からもダウンロードできます。（この場合、電子メールでの申し込みも受け付けます）

持参の場合の提出場所

三好市役所2階総務課行革推進室・各総合支所市民課

選考方法

いただいた公募申込書により選考し、選考結果につきましては、平成21年7月初旬ごろ文書でお知らせします。

その他

- ①収集した個人情報取り扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。
- ②委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金をお支払いします。
- ③申し込みによる費用はお支払いしませんのでご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先

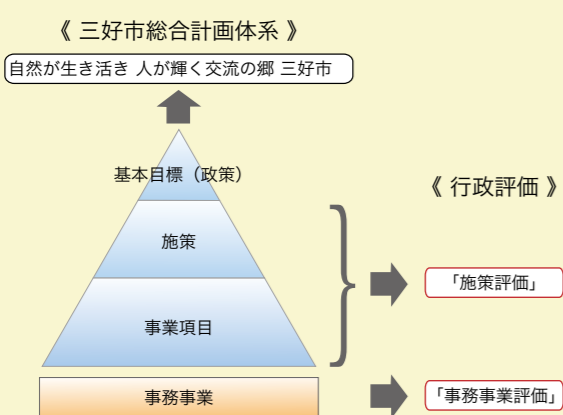
〒778-8501三好市池田町シンマチ1500-2
三好市総務課行革推進室
電話 72-7629 FAX 72-7202
Eメール gyouzaisei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

り、全ての職員が、市民は顧客であることを意識して業務にあたることを目指します。

3 三好市総合計画との関係

三好市総合計画は、すべての行政活動の基本となる最上位計画であり、三好市のまちづくりの方向性を示したものです。

行政評価は、この総合計画の施策体系に沿って評価を行い、目標とするまちづくりの方向性や成果を確認するとともに、次期計画に反映させるものです。



4 施策評価

施策評価は、基本目標政策の目的を達成するための課題を示したものです。それらを項目別に目標を設定し、その達成度を評価するものです。

市の施策評価は30項目あり、本年度からホームページ上で公表しています。また各庁舎（総合支所）市民課でもご覧いただけます。

5 事務事業評価

市が行う仕事の最も基本的な単位を【事務事業】と定め市の全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性・公平性などの観点から点検・評価を行い、その結果にもとづいて改善・改革を行っていくものです。

①目的妥当性

事務事業の目的がまちづくりの達成に結びつくものか

②有効性

事務事業の活動に対して成果は適切だったか

6 市民意識調査（アンケート）について

市民の皆さんの意識や意見、要望などを的確に把握するため市民意識調査を毎年実施しています。調査結果は、施策評価の成果指標や、今後の市政運営に反映させていきます。

本年度の市民意識調査は、6月10日から23日までの間に実施します。対象者は、市に住民登録されている20歳以上の方から無作為に選ばせていただきます。対象となられた市民の皆様におかれましては、ご多忙のところお手数ですがご協力をお願いします。

お問い合わせ先

三好市総務課行革推進室
電話 72-7629

近畿圏に在住する三好市出身者による
近畿三好ふるさと会連合会 設立

5月30日、大阪市内において、「近畿三好ふるさと会連合会」の設立総会が盛大に行われました。旧町村ごとに設立されている5地区のふるさと会（東祖谷、西祖谷については合同）の連携、交流、親睦を図ることを目的としております。旧山城町では合併以前より近畿山城大歩危会が設立され、様々な活動を通して三好市発展のためご支援をいただいておりますが、他の地区でも、本年3月から4月にかけてそれぞれ設立されました。

当日は60名の出席のもと、規約の制定、役員選出が行われ、会長には近畿山城大歩危会会長の森上修氏が就任され、本年度の事業計画などを決定しました。



妖怪たちも近畿で交流

総会終了後には交流会が開かれ、ふるさと三好市の特産品が当たる抽選会や大歩危妖怪村から妖怪も登場、合併前の垣根を越えた新しい出会いや交流も見られ、情報交換や近況報告など楽しいひとときを過ごされました。

各地区ふるさと会の会員募集

各地区のふるさと会では、随時会員を募集しています。ご親類、ご友人の方などで、近畿圏に在住する三好市出身者の方がおられましたら、ご連絡いただき、入会をお勧めいただけますようお願い申し上げます。

趣旨

近畿圏に在住する三好市出身者同志の交流と親睦を図り、ふるさと三好市の発展に寄与することを目的としています。

入会条件

近畿圏に在住する三好市出身者及び縁のある方で当会の目的に賛同する方。



お申し込み・お問い合わせ先
三好市まちづくり推進課
電話 72-7607

【連合会に組織された各ふるさと会の状況】

近畿山城大歩危会（山城町出身者）

設立 平成3年11月15日
会長 森上 修
会員数 375名

平家の郷かずら橋会（西祖谷山村・東祖谷出身者）

設立 平成21年3月14日
会長 井上 恵
会員数 16名

阿波池田ふるさと会（池田町出身者）

設立 平成21年4月4日
会長 森上 幸弘
会員数 12名

近畿井川ふるさと会（井川町出身者）

設立 平成21年4月20日
会長 近藤 貞治
会員数 35名

近畿三野ふるさと会（三野町出身者）

設立 平成21年4月25日
会長 鈴木 忠彰
会員数 17名

農地は無断で転用できません

農地転用とは？

農地を住宅、駐車場、資材置き場など農地以外のものに変更することです。農地転用をするときはあらかじめ三好市農業委員会に申請をし、許可を得ることが必要です。

対象になる農地って？

すべての農地（地目が農地でなくても現に耕作されている土地）が対象です。

なぜ許可が必要なの？

農地は食料の大切な生産基盤として、とても貴重な財産です。日本は食料自給率が低く、優良な農地と農業生産力を維持していくことが大切です。大切な農地を確保し、計画的な土地利用を進めるため許可制になっています。

許可申請は誰がするの？

自己所有の農地の転用は、所有者自身がおこないます。農地を買い、または借りての転用は、転用する人と農地所有者の双方連署です。許可申請書は、三好市農業委員会に提出し、農業委員会総会で審査され、その後県農業会議に諮問されます。農業会議からの答申を受け、最終的に農業委員会が許可を決定します。

許可なく転用した場合？

無許可で転用、または許可された計画どおり転用していなければ農地法違反となり、農業委員会より工事の中止、または元の農地に原状回復するよう指導または命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

三好市農業委員会事務局 電話 72-7621

三好市農業委員会委員一般選挙

現在の三好市農業委員会委員の任期は平成21年7月31日までです。三好市農業委員会委員一般選挙は、選挙区を設けて行われます。各選挙区の対象区域は、第1選挙区（池田）、第2選挙区（山城・西祖谷・東祖谷）、第3選挙区（三野・井川）となります。

三好市総務課 電話 72-7600

選挙区	第1選挙区	第2選挙区	第3選挙区
立候補予定者説明会	6月26日(金) 三好市役所 13時30分	同左	同左
告示日	7月5日(日)	同左	同左
立候補届出日時	7月5日(日) 8時30分～17時	同左	同左
立候補届出場所	三好市保健センター	同左	同左
投票日	7月12日(日) 7時～18時	同左	同左
選挙を行う委員の定数	7人	6人	7人
開票の日時	7月12日(日) 20時	同左	同左
開票の場所	池田総合体育館	山城公民館	三野公民館
期日前投票のできる期間	7月6日～7月11日 8時30分～20時	同左	同左
期日前投票のできる場所※	三好市役所	山城総合支所 西祖谷総合支所 東祖谷総合支所	三野総合支所 井川総合支所
当選証書の付与	7月13日(月) 13時30分 三好市役所	同左	同左

※ 第2・第3選挙区の期日前投票場所は、住所がある地区の総合支所となります